

茨城県家庭的養護推進計画

茨城県

平成 27 年 3 月

目 次

第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画期間	
3 計画の進行管理	
4 他の計画との関係	
第2章 茨城県における社会的養護の現状と課題・・・・・・・・	2
1 社会的養護の現状	
(1) 児童人口の推移と将来推計	
(2) 児童相談所の相談業務の状況	
(3) 社会的養護の現状	
(4) 子どもの権利擁護	
2 社会的養護の課題	
(1) 社会的養護における家庭的養護	
(2) 専門的ケア	
(3) 自立支援	
(4) 家庭支援及び地域支援	
第3章 家庭的養護の将来像（15年後の姿）・・・・・・・・	10
1 社会的養護の需要量と供給量	
(1) 需要量と供給量を見込むにあたっての考え方	
(2) 社会的養護の需要量と供給量（計画の目標）	
2 計画の基本的考え方	
(1) 家庭的養護の推進	
(2) 専門的ケアの充実	
(3) 自立支援の充実	
(4) 家庭支援及び地域支援の充実	
(5) 子どもの権利擁護の推進	
第4章 家庭的養護の推進のための取組【前期（今後5年間）の取組】・・・	15
1 家庭的養護の推進	
(1) 里親等における家庭養護の推進を図るための取組	
(2) 児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るための取組	
2 専門的ケアの充実	
3 自立支援の充実	
4 家庭支援及び地域支援の充実	
5 子どもの権利擁護の推進	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（以下、「社会的養護専門委員会」という。）において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられました。その中で社会的養護は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護についてもできるだけ家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとの基本的方向が示されました。あわせて“施設が9割、里親が1割”である現状に対し、今後十数年の間に、本体施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれ3分の1ずつにしていくという目標が掲げられました。

これを踏まえ、平成24年11月には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、社会的養護専門委員会が取りまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」が示され、「社会的養護の課題と将来像」に掲げた目標の実現に向け、児童養護施設及び乳児院（以下「児童養護施設等」という。）における家庭的養護推進計画の策定と、それを踏まえた、平成27年度を始期とする各都道府県の推進計画の策定が求められました。

本推進計画では、児童養護施設等が策定した家庭的養護推進計画を踏まえつつ、本県の社会的養護の現状と課題を整理し、本県における家庭的養護の推進に向けて15年後の将来像と今後5年間の取組を定めます。

2 計画期間

平成27年度から平成41年度までの15年間とします。

計画期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分します。

3 計画の進行管理

計画を実効性のあるものとするため、PDCAサイクル（plan-do-check-act cycle）による進行管理を行い、計画に基づく取組の実施状況や社会的養護を取り巻く環境の変化に応じ、関係機関との調整を継続しながら、概ね5年ごとに見直しを行います。

4 他の計画との関係

平成26年度に県が策定する「大好き いばらき 次世代育成プラン」及び「子ども・子育て支援事業支援計画」との整合性を図ります。

第2章 茨城県における社会的養護の現状と課題

1 社会的養護の現状

(1) 児童人口の推移と将来推計

国勢調査の結果によると、本県の児童人口（0歳～18歳未満人口）は減少傾向にあります。「日本の都道府県別将来人口推計」をもとに本県で推計したところ、本県の児童人口は今後さらに減少していくことが見込まれます。

○児童人口の推移

平成12年	平成17年	平成22年
572,838人	519,178人	488,594人

* 出典：「国勢調査」における0歳～18歳未満の県人口より

○児童人口の将来推計（茨城県推計）

平成27年	平成32年	平成37年	平成41年
454,194人	414,415人	375,445人	342,301人

* 算出方法：「日本の都道府県別将来人口推計」（平成25年3月 国立社会保障・人口問題研究所推計）における0歳～19歳以下の推計人口をもとに、15～18歳未満の人口を平成22年国勢調査における15～19歳の人口（144,480人）に占める18、19歳人口（55,524人）のおおよその割合（0.4）を乗じて得た数を控除（小数点以下切り捨て）して算出

(2) 児童相談所の相談業務の状況

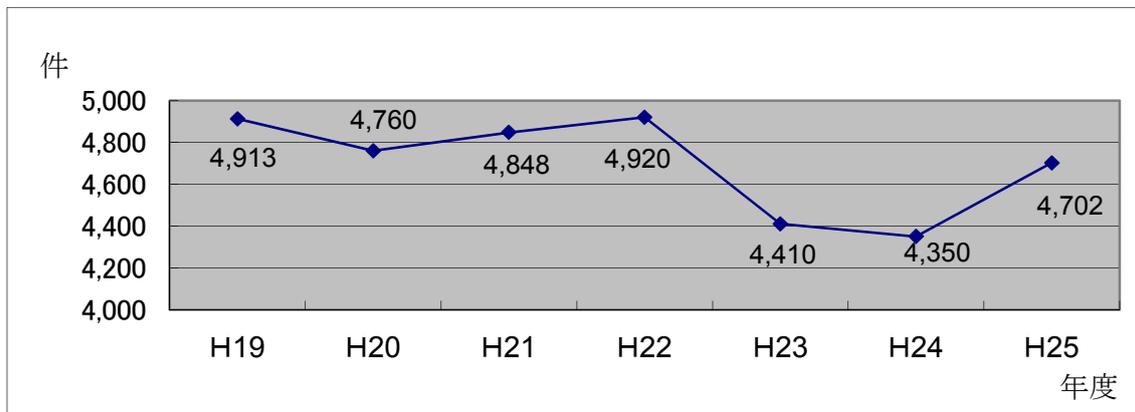
本県には、中央児童相談所（水戸市）、土浦児童相談所（土浦市）、筑西児童相談所（筑西市）の3か所の児童相談所が設置されています。

本県の児童相談所における相談件数について、平成19年度以降の推移をみると、平成22年度（4,920件）をピークに減少しましたが、平成25年度は再び増加し、4,702件となりました。相談内容をみると、障害相談が52%、養護相談が33%、育成相談が8%、非行相談が5%となっています。

また、相談処理別の状況をみると、助言指導が56%、継続指導が38%、施設入所・里親委託が4%と、施設入所・里親委託の割合が少ない状況となっています。

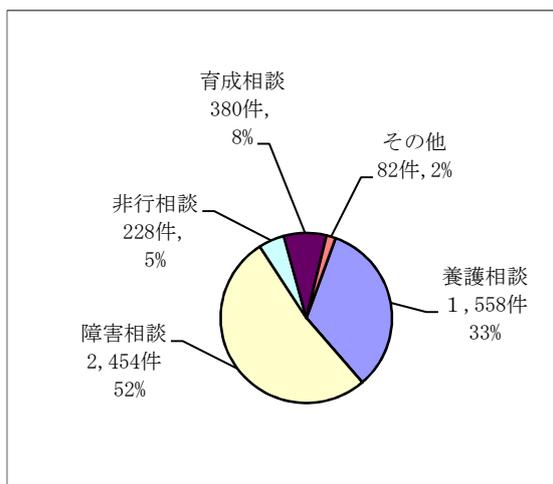
施設入所・里親委託の割合が少ない要因のひとつとして、全養護相談における「虐待相談」の件数が年々増加しており、平成25年度は平成19年度の2倍以上になっている一方、施設入所につながりやすい「その他養護相談」件数の減少が著しく、平成25年度は平成19年度の半分以下となっていることがあげられます。

○児童相談所における年度別相談件数の推移

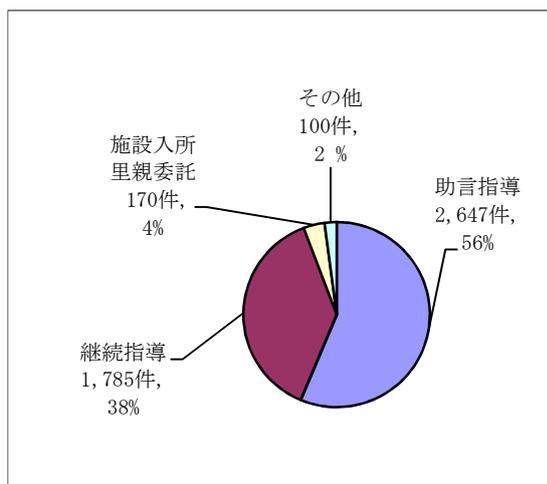


○相談種類別構成比と相談処理別状況

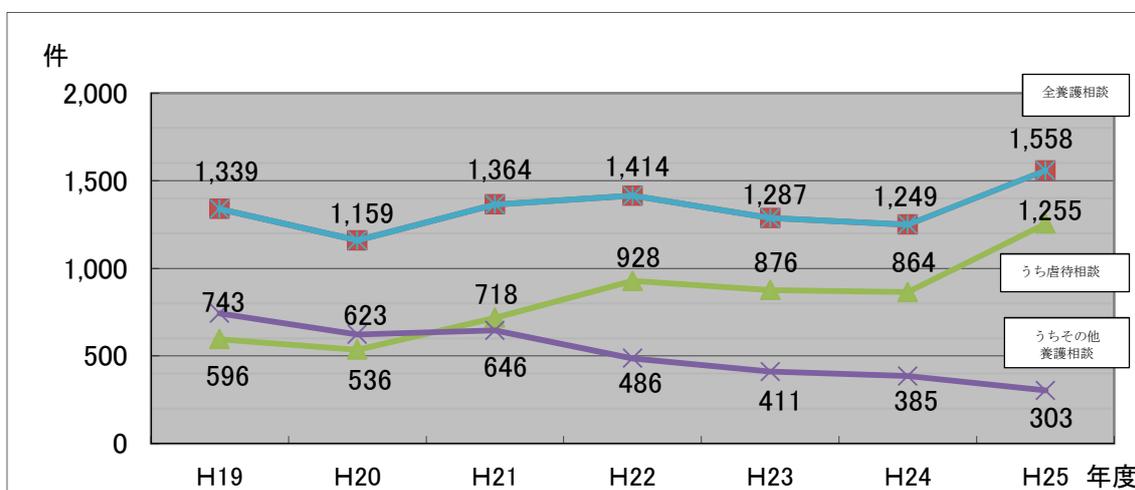
・平成 25 年度相談種類別構成比



・平成 25 年度相談処理別状況



○養護相談件数及び主な内訳の推移



(3) 社会的養護の現状

① 児童福祉施設の現状

児童福祉法に基づく児童福祉施設のうち、児童を入所させて支援する施設または児童に関する家庭等からの相談に応じる機関は下表のとおりです。

本県においては、各地域に児童福祉施設が設置されており、これらの施設では県外の社会的養護を必要とする子どもを受け入れることもあります。

本県は、児童養護施設等の施設数及び定員数が多いことが特徴であり、厚生労働省家庭福祉課調査（平成26年10月1日現在）によれば、児童養護施設と乳児院を合わせた施設の数是全国69都道府県市中7位、定員数は12位となっています。



○県内の児童福祉施設（平成 26 年 4 月 1 日現在）

施設種別	箇所数	定員（人）
乳児院	3	78
児童養護施設	18	716
情緒障害児短期治療施設	1	40
児童自立支援施設	1	65
児童家庭支援センター	2	

② 施設入所児童数の推移

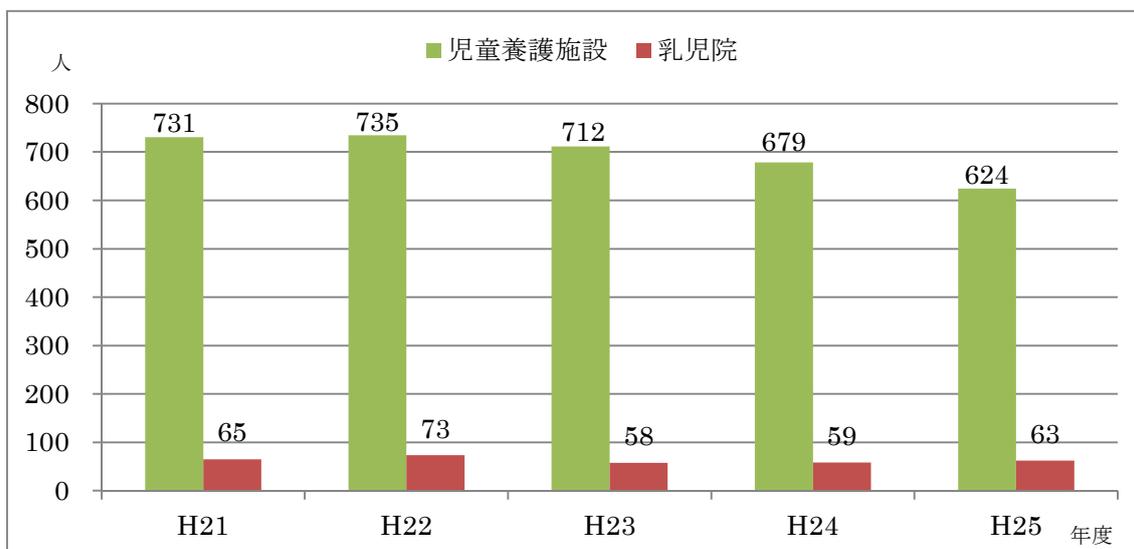
児童人口の減少とともに、児童養護施設等の入所児童数も減少傾向となっています。併せて、定員に対する入所児童数の割合（入所率）も低下傾向にあり、平成 25 年度は児童養護施設、乳児院とも 70% 台になりました。

このような状況を受け、平成 26 年 4 月 1 日に定員を見直した結果、平成 26 年 10 月 1 日現在の入所率は児童養護施設、乳児院とも上昇しましたが、児童養護施設の入所児童数は減少が続いています。

また、平成 24 年度に厚生労働省が実施した「児童養護施設入所児童等調査」によれば、平成 25 年 2 月 1 日時点の児童養護施設等入所児童のうち、被虐待経験のある児童の割合は全体の 60%、心身に何らかの障害のある子どもは全体の 29% となっています。

同調査によれば、平成 25 年 2 月 1 日時点の児童養護施設在籍年数は、1 年未満が 15%、1 年以上 5 年未満が 43%、5 年以上 10 年未満が 28%、10 年以上が 14% となっています。

○児童養護施設等における年度別入所児童数の推移（年平均入所児童数・茨城県調べ）



○児童養護施設等における年度別入所率の推移（年平均入所児童数・茨城県調べ）

年 度	児童養護施設			乳児院		
	定員	入所児童数	入所率	定員	入所児童数	入所率
平成21年度	818人	731人	89.4%	80人	65人	81.3%
平成22年度	808人	735人	91.0%	80人	73人	91.3%
平成23年度	808人	712人	88.1%	80人	58人	72.5%
平成24年度	808人	679人	84.0%	80人	59人	73.8%
平成25年度	808人	624人	77.2%	80人	63人	78.8%

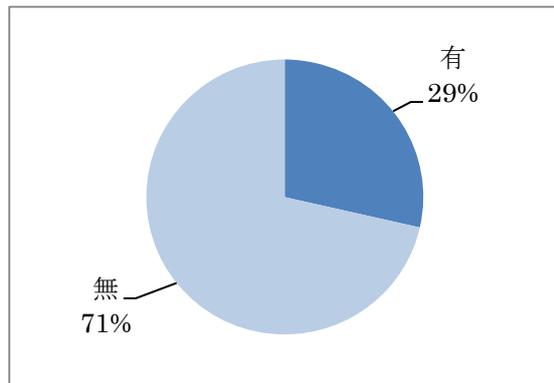
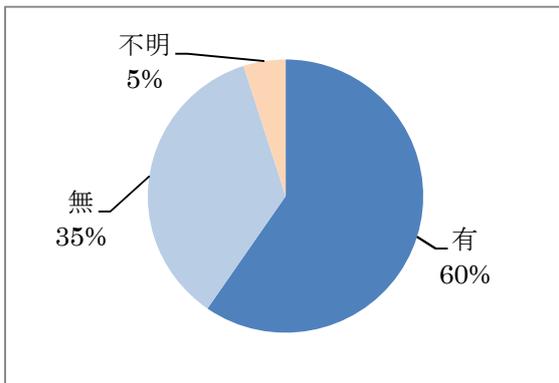
【平成26年10月1日現在入所率（茨城県調べ）】

児童養護施設			乳児院		
定員	入所児童数	入所率	定員	入所児童数	入所率
716人	572人	79.9%	78人	71人	91.0%

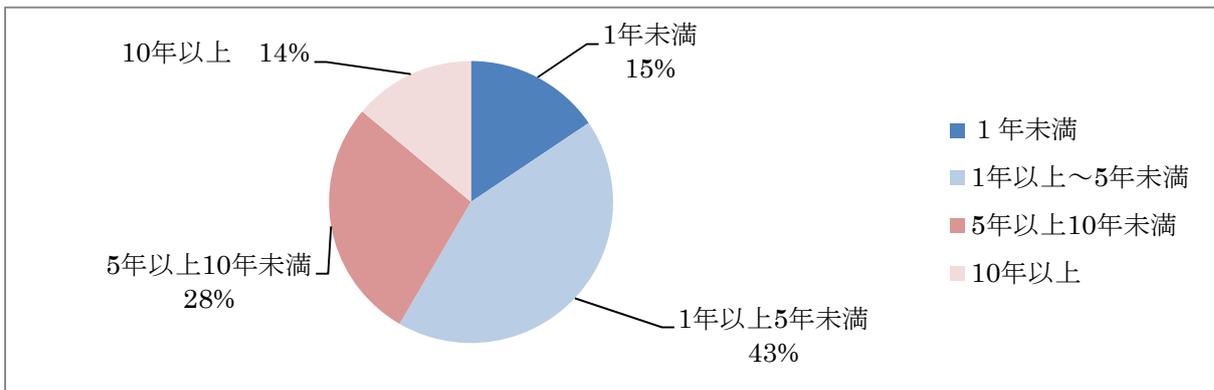
○児童養護施設等入所児童の被虐待経験または障害等のある児童の割合
（平成25年2月1日現在 厚生労働省調べ）

・被虐待経験の有無

・障害等の有無



○児童養護施設における入所児童の在籍年数の割合
（平成25年2月1日現在 厚生労働省調べ）



② 里親等の登録状況及び委託児童数

児童福祉法に基づき認定された里親の登録状況は下表のとおりです。登録里親数の増加に比べて、委託里親数及び委託児童数は伸びていない状況にあります。

なお、里親等の養育の住居で6人以内の児童を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は県内4か所で行われています。

○里親等の登録及び委託状況（各年度末時点・茨城県調べ）

年 度	登録里親数（組）	委託里親数（組）	委託児童数（人）
平成21年度	143（1）【7】	61（1）【2】	95（1）【3】
平成22年度	162（2）【8】	67（2）【3】	100（3）【3】
平成23年度	178（1）【11】	65（1）【1】	94（3）【1】
平成24年度	194（4）【12】	64（4）【1】	95（10）【1】
平成25年度	195（6）【12】	64（6）【2】	100（10）【2】

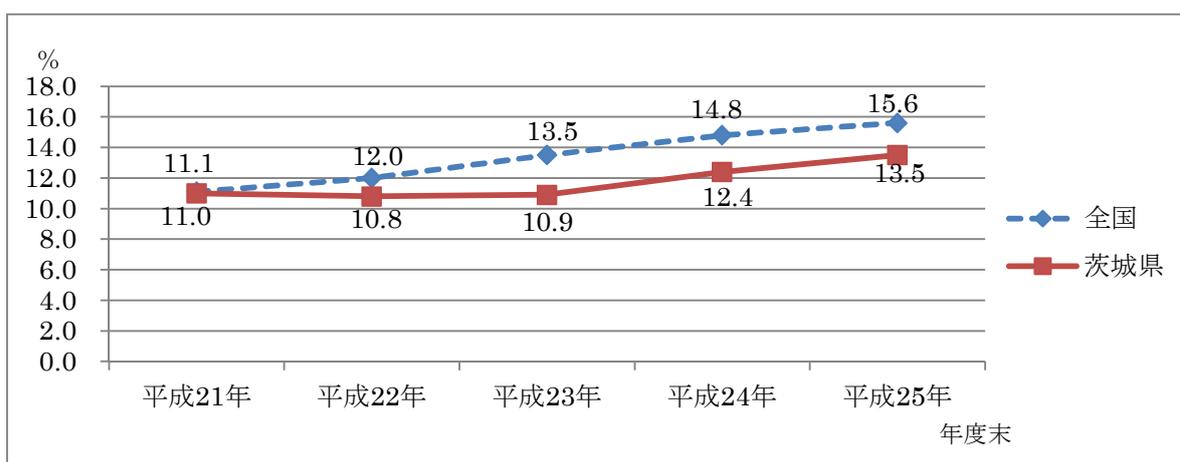
※（ ）内は親族里親数（内数），【 】内は専門里親数（内数）

※平成22年度以降の委託児童数には、ファミリーホーム委託児童を含む

③ 里親委託率の推移

全国の里親委託率は年々上昇していますが（平成25年度末15.6%）、茨城県の里親等委託率は低く（平成25年度末13.5%）、全国69都道府県市中45位と全国下位の状況が続いています。

○茨城県と全国の里親委託率の推移（各年度末時点・茨城県調べ）



※ 里親等委託率＝里親・ファミリーホーム委託児童数÷（乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児）

(4) 子どもの権利擁護

県では、次の2つの取組を実施しています。

① 被措置児童等虐待にかかる対応フロー等の策定

平成21年度の児童福祉法改正により、施設入所児童や里親委託児童に対する虐待防止のための枠組みが規定されました。県では、被措置児童等虐待届出等制度が適切に運用されるよう、被措置児童等虐待発生届出や通告後に、県子ども家庭課と児童相談所職員による施設処遇検証支援チーム会議を設置するとともに、関係機関との連携による対応のフロー図などを策定し、迅速に対応できる体制を整えています。

○被措置児童等虐待の認知件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認知件数	2件	1件	1件

② 児童養護施設等の第三者評価制度の受審

児童養護施設等に対しては、茨城県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例により、業務の質について外部の者による定期的な評価を受け、これらの結果を公表し、常にその改善を図るよう義務づけています。

○第三者評価制度の受審状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受審か所数	0か所	7か所	14か所

※ 乳児院3か所及び児童養護施設18か所の計21か所分

2 社会的養護の課題

(1) 社会的養護における家庭的養護

本県では、最も家庭に近い形態で養護を行うことができる里親への委託割合が低く、児童養護施設等による養護が多い傾向にあります。

また、施設による養護の形態に中舎制が残っていることから、児童養護施設本体での小規模グループケアは、18施設中14施設、25か所となっています。さらには、本体施設の支援のもと、地域社会の民間住宅を活用して家庭的な養護を行う地域小規模児童養護施設は18施設中6施設、9か所とまだ少ない状況です。

このため、子どもにとって、家庭的な生活経験が少なく、家庭のイメージの獲得や地域社会との関わりが薄くなりがちな状況にあります。

○児童養護施設の養護形態（平成26年度末）

	全施設数	小規模グループケア		地域小規模児童養護施設	
児童養護施設	18施設	14施設	25か所	6施設	9か所

(2) 専門的ケア

虐待を受けて心に傷を負った子どもや、発達障害や知的障害など、何らかの心身に障害のある子どもの入所が増えています。社会的養護を必要とする子どもは、入所前の生活状況（養育状況）により、愛着形成上の課題や心の傷を抱えていることが多いため、専門的な知識や技術を有する者による専門的なケアや養育が求められています。

(3) 自立支援

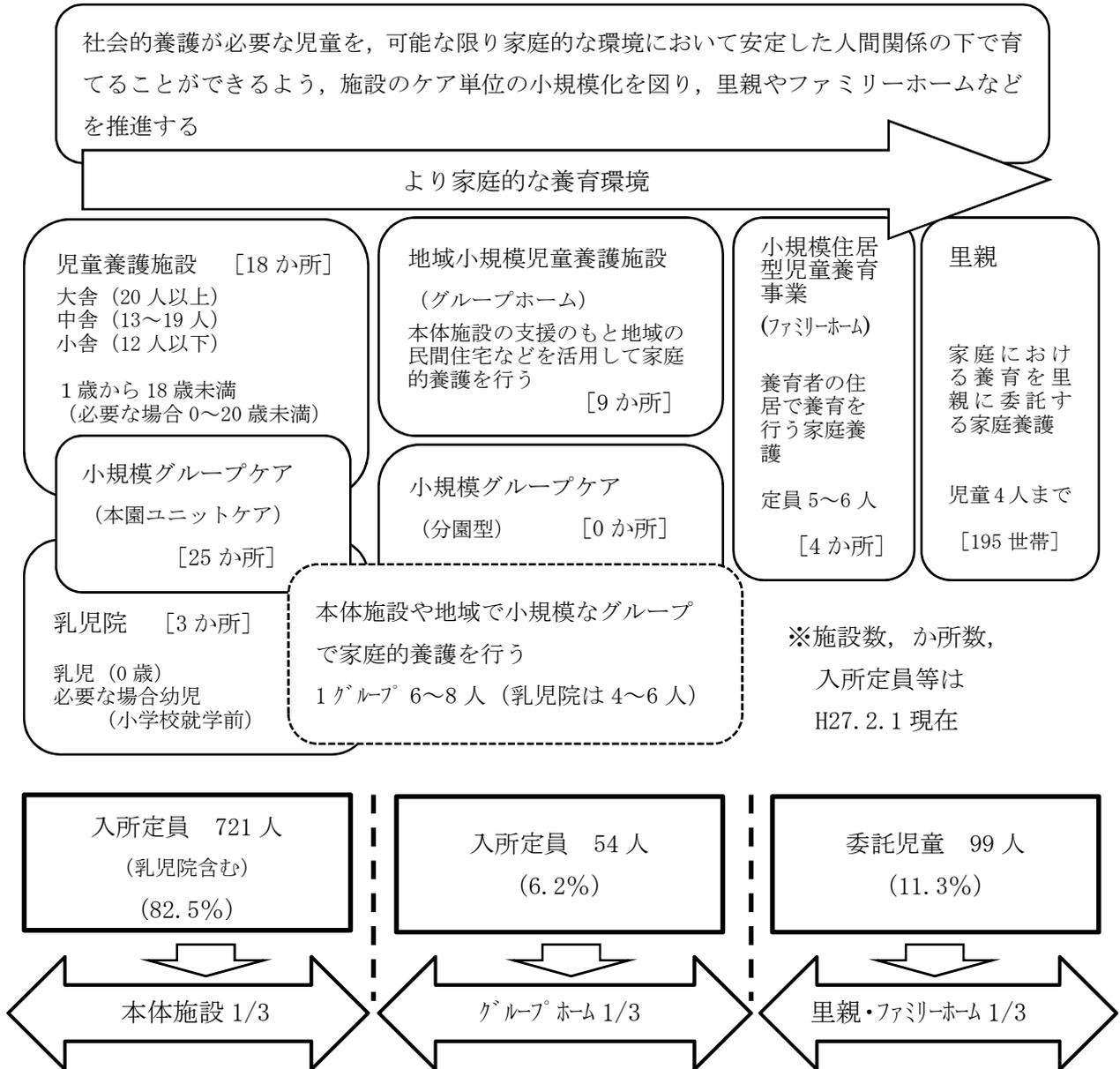
子どもが自分の将来に見通しを持ち、退所後の生活に必要な力が身につくような支援が求められています。施設入所中のみならず退所後までの自立支援の充実が必要です。

(4) 家庭支援及び地域支援

早期の家庭復帰を目指した親子関係の再構築への支援や、家庭復帰後の虐待の再発防止に向けた家庭への支援が必要です。また、里親や子育て家庭への相談・支援など地域への支援も求められています。

第3章 社会的養護の将来像（15年後の姿）

【国の方向性と本県の現状】



1 社会的養護の需要量と供給量

（1）需要量と供給量を見込むにあたっての考え方

① 社会的養護を必要とする児童数の見込み（社会的養護の需要量）

社会的養護を必要とする子どもの数については、本県の児童人口（0～18歳未満）を2種類のデータから将来推計したもの、養護相談件数及び年平均入所児童数の将来推計のデータをもとに算出しています。

○児童人口の将来推計（茨城県推計）【再掲】

平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 41 年
454, 194 人	414, 415 人	375, 445 人	342, 301 人

※算出方法:「日本の都道府県別将来人口推計」(平成 25 年 3 月 国立社会保障・人口問題研究所推計) より算出

○過去 5 年間の実績からみた児童人口の将来推計（茨城県推計）

平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 41 年
458, 473 人	429, 694 人	402, 722 人	377, 443 人

※算出方法:過去 5 年間 (H21~25) の平均伸び率を算出し, その割合を平成 25 年度の茨城県児童人口 (470, 517 人) に乗じて得た数

○養護相談件数の将来推計（茨城県推計）

平成 27 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	平成 41 年度
1, 778 件	2, 474 件	3, 443 件	4, 792 件

※算出方法:過去 5 年間 (H21~25) の養護相談件数の平均伸び率を算出し, その割合を平成 25 年度の相談件数に乗じて得た数

○年平均入所児童数の将来推計（茨城県推計）

平成 27 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	平成 41 年度
751 人	671 人	600 人	536 人

※算出方法:過去 5 年間 (H21~25) の年平均入所児童数の平均伸び率を算出し, その割合を平成 25 年度の年平均入所児童数に乗じて得た数

② 児童養護施設等で養育可能な児童数の見込み（施設養護の供給量）

児童養護施設等の供給量を見込むにあたっては, 各施設が策定した「家庭的養護推進計画」の小規模化・地域分散化に向けた取組や将来の定員数等を参考に算出しています。

③ 里親等で養育可能な児童数の見込み（家庭養護の供給量）

家庭養護の供給量については, 里親委託児童数を毎年 5 人ずつ増やすこととするとともに, 今後, 児童養護施設等が運営するファミリーホームを順次増やしていくことで, 家庭養護の割合を 3 分の 1 にしていくことを目標としています。

(2) 社会的養護の需要量と供給量（計画の目標）

社会的養護は, できる限り家庭的な養育環境の中で, 特定の大人との継続的で安

定した愛着関係の中で行われる必要があるため、家庭養護（里親・ファミリーホーム）を推進する必要があります。

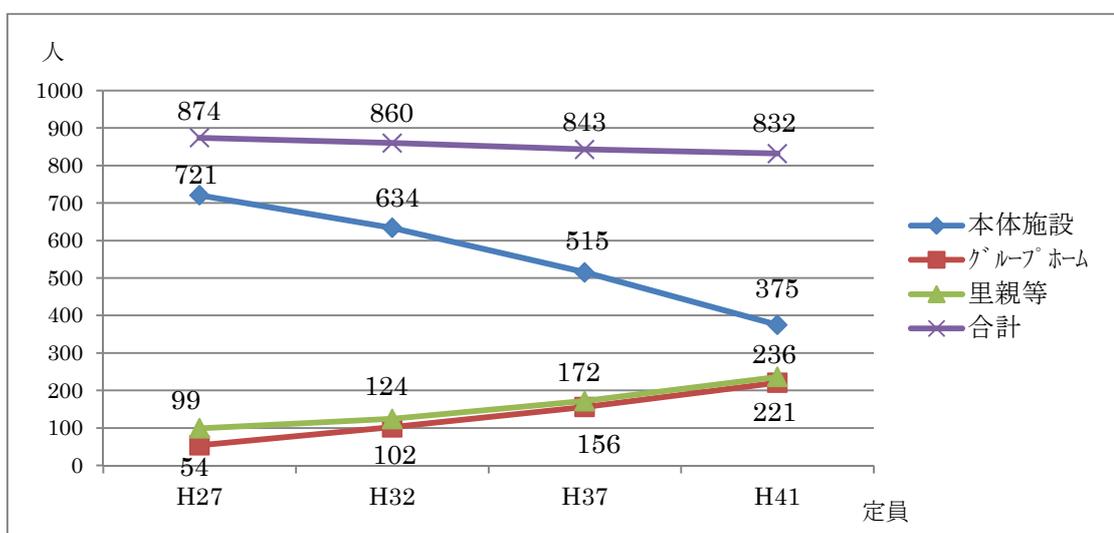
また、施設養護においても、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるため、養育単位を小規模化するとともに、施設機能を地域分散化する必要があります。あわせて、今までの施設の役割に加えて、里親や子育て家庭への支援などの地域支援の充実強化が求められています。

第2章の社会的養護の課題を踏まえ、本体施設等、グループホーム、里親等をそれぞれ約1/3にするという目標を掲げつつ、本県の目指すべき社会的養護の需要量と供給量(前期・中期・後期)を次のとおりとし、概ね5年ごとに見直しを行います。

○社会的養護の需要量と供給量 (単位:人)

種別・目標		H27年度当初		H32年度当初(前期)		H37年度当初(中期)		H41年度末(後期)	
本体施設・小規模グループケア(約1/3)	乳児院	78		78		75		70	
	児童養護施設	643	721 (82.5%)	556	634 (73.7%)	440	515 (61.1%)	305	375 (45.1%)
グループホーム(約1/3)	地域小規模児童養護施設	54	54 (6.2%)	102	102 (11.9%)	156	156 (18.5%)	221	221 (26.5%)
里親等(約1/3)	里親	80		105		130		155	
	ファミリーホーム	19	99 (11.3%)	19	124 (14.4%)	42	172 (20.4%)	81	236 (28.4%)
合計		874		860		843		832	

※平成27年度当初：本体施設等・グループホームはH27.4.1定員見込数，里親等はH27.2.1現在の委託数



2 計画の基本的な考え方

この計画の基本的な考え方は、次のとおりです。

なお、児童養護施設の小規模化・地域分散化は、児童養護施設等の経営を縮小することではなく、その機能を地域に分散化して拡大させ、地域における施設の役割を大きく発展させていくものです。

(1) 家庭的養護の推進

① 里親委託等の推進

- 家庭的な生活環境の中でより多くの児童が養育されるよう、登録里親の新規開拓を行うとともに、里親に対する支援の充実を図ります。
- 登録里親を増やすとともに、里親の養育スキルの向上を図りながら、里親委託を推進します。
- 家庭養護のもうひとつの柱であるファミリーホームの設置を促進します。

② 施設の小規模化及び地域分散化の推進

- より家庭的で快適な養育環境の中で、きめ細かなケアが促進されるよう、生活環境の改善を図り、養育単位の小規模化を進めます。
- すべての児童養護施設等において、措置児童数の減少を見込んだ適正な施設養護定員（供給量）の設定を行うとともに、地域小規模児童養護施設の設置が行われるよう施設整備や職員体制の充実を図ります。
- 地域の子育て支援の拠点としての役割を担うことができるよう施設における里親や子育て家庭への支援の取組を進めます。

(2) 専門的ケアの充実

- 社会的養護を必要とする子どもたちが、適切な愛着関係に基づき、他者に対する信頼関係を獲得し、安定した人間関係の形成や心の傷を癒して回復していくため、里親や児童養護施設等の職員が専門的な知識や技術を向上させ、子ども一人一人のニーズに応じたケアを実施するなど、児童への支援の質を高めていきます。

(3) 自立支援の充実

- 社会的養護のもとで育つ子どもたちが、自己肯定感を育み、自分らしく生きる力や他者を尊重して共生する力、生活スキル及び社会的スキルを獲得できるよう、施設入所中はもとより、退所後の自立につなげるための支援を充実します。

(4) 家庭支援及び地域支援の充実

- 児童養護施設等は、早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築支援、虐待予防及び再発防止のための親支援、里親支援や子育て短期支援事業（ショートステイ）などによる地域の子育て支援の機能を高めます。
- 児童養護施設等は、地域支援の拠点としての役割が求められていることから、すでに施設に配置されている心理療法担当職員、個別対応担当職員、家庭支援専門相談員に加えて、里親支援専門相談員をすべての児童養護施設等に配置し、子育て家庭や里親の支援など地域支援を行う体制を充実します。
- 社会的養護を必要とする子どもの家庭支援や里親支援等、相談・支援の専門機関である児童家庭支援センターにおける取組を強化し、機能の充実を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

- 社会的養護のもとで育つ子どもたちが健やかに成長することができるよう、一人一人の人間としてきちんと尊重され、のびのびと育つ権利が守られることが重要です。そのため、「安心して、幸せに暮らすための権利」や「ルールや約束を守ること」などについてまとめた「施設生活の手引き」を配布し、児童相談所職員が説明を行うことで、権利についての意識の向上を図るなど、子どもの権利擁護を推進するための取組を実施します。

第4章 家庭的養護推進のための取組【前期（今後5年間）の取組】

1 家庭的養護の推進

(1) 里親等における家庭養護の推進を図るための取組

① 里親支援体制の整備

- 従来の里親支援の取組に加えて、児童相談所と里親支援機関（里親連合会や里親支援専門相談員を配置した児童養護施設等）等の関係機関との連携強化を図り、里親を支援するための体制を整備します。

② 登録里親の新規開拓

- 里親制度説明会や各種媒体を活用しての広報活動を通して、里親制度の周知による登録里親の新規開拓を行い、特に家庭養護の中心となる養育里親の増加を図ります。あわせて、ファミリーホームの設置を支援します。

③ 里親会活動の活性化

- 社会的養護の担い手として、里親研修会の開催や一般の保護者との交流会などの取組を支援することを通じて、養育の質の向上を図ります。

数値目標	平成27年度 (当初)	平成31年度 (年度末)
里親支援機関設置か所数	8か所	24か所
里親等委託率	13.5%	16.8%
ファミリーホーム実施か所数	4か所	5か所

※ ファミリーホームは、県内5地区（県北・県央・鹿行・県南・県西）での実施を目標にする。

(2) 児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るための取組

① 小規模化・地域分散化の推進

- 施設の実情に応じて、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設等の設置を促進します。

② 小規模化・地域分散化のための人材育成

- 家庭的養護の推進に向けた基盤づくりとして、施設が行う職員による養育の質の向上のための研修の実施等の取組を支援します。
- 概ね勤続年数10年以上の基幹的職員（スーパーバイザー）研修を継続して行うとともに、若手職員の不安軽減、離職防止のため、若手処遇職員向けの研修の充実を図ります。
- 小規模化・地域分散化を進めるにあたっては、子どもの直接処遇にあたる

職員のグループごとに、支援方針の調整やグループをまとめる「チーム責任者」等が必要であることから、各施設の児童指導員や保育士のうち、特にこれらの役割が求められる勤続年数5年以上10年未満の中堅職員の育成を支援します。

数値目標	平成 27 年度 (当初)	平成 31 年度 (年度末)
小規模グループケア実施か所数	25 か所	50 か所
地域小規模児童養護施設数	9 施設	14 施設

2 専門的ケアの充実

- 一人一人の子どもごとの特性に応じた質の高い専門的なケアが提供できるよう施設による研修の充実や基幹的職員の配置の促進を図るとともに、児童相談所による里親や施設職員を対象とした研修を継続的に行います。
- 児童養護施設等に入所する障害のある子どもへの支援にあたっては、児童相談所と発達障害者支援センターが連携しサポートを行うほか、児童相談所による心理的なケアや医療機関の専門外来への橋渡しなど、児童養護施設等による専門的ケアを支援します。

3 自立支援の充実

- 施設を退所し社会復帰した者を施設に招き、交流活動等を行う施設入所児童等社会復帰促進事業や、施設退所後や退所を控えた子どもに対する相談支援など、児童家庭支援センターによる退所児童等アフターケア事業を実施し、子どもの自立支援の取組を充実します。
- 社会的養護を必要とする子どもが自ら将来の展望を持つことができるよう施設が行う退所後の自立につなげるための学習支援や、職場体験等の就職支援の取組を支援します。
- 義務教育を終了した20歳未満の児童であって、支援が必要な者に対し、共同生活を営み生活指導や就業の支援を行う「児童自立生活援助事業」(以下、「自立援助ホーム」という。)の実施を推進します。
- 経済的理由等により生活が不安定な子どもに対し、必要に応じて18歳以降20歳になるまでの措置延長ができる制度を積極的に活用します。

数値目標	平成 27 年度 (当初)	平成 31 年度 (年度末)
自立援助ホーム実施か所数	3 か所	5 か所

※ 自立援助ホームは、県内5地区(県北・県央・鹿行・県南・県西)での実施を目標にする。

4 家庭支援及び地域支援の充実

- 児童家庭支援センターによる市町村の要保護児童対策地域協議会への参加等を通じて、地域における家庭支援の充実を図ります。
- 市町村における子ども・子育て支援事業の推進を支援し、虐待の未然防止から早期発見・対応，子どもの保護・ケア，保護者への支援など，切れ目なく支援が行われる体制を整備します。
- 児童養護施設に配置される家庭支援専門相談員や児童家庭支援センターによる早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築支援や家庭復帰後の虐待防止のための取組を行います。

5 子どもの権利擁護の推進

- 万一，被措置児童虐待が発生した場合は，被措置児童虐待対応フロー等に基づき，迅速かつ適切な対応を行います。
- すべての入所児童に対し，「施設生活の手引き」を配布し，権利や県の相談先についての説明を実施します。
- 全施設において，計画的な第三者評価の受審が継続的に実施されるよう支援及び指導を行います。